指定短期入所生活介護重要事項説明書

指定予防介護短期入所生活介護重要事項説明書

特別養護老人ホーム　かいた苑

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス・指定予防介護短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果『要支援』『要介護』と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

１．事　業　者

法　人　名	社会福祉法人　かいた福祉会
所　在　地	福岡県飯塚市勢田２５９３番地の６５
電 話 番 号	０９４８－９２－５２１１
代表者氏名	平野　大輔
設立年月日	昭和６０年１２月２３日

２．事業所の概要

事業所の種類　指定短期入所生活介護事業所
平成１２年１月１日指定
指定予防介護短期入所生活介護事業所
平成１８年４月１日
福岡県　第４０７６４０００４５号

※　当事業所は特別養護老人ホームかいた苑に併設されています。

事業所の目的　指定短期入所生活介護事業所及び指定予防介護短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立支援・家族介護の負担の軽減等を目的として、契約者に必要な居室及び共同施設等をご利用いただき、事業所のサービスを提供します。

事業所の名称	特別養護老人ホーム　かいた苑
所　在　地	福岡県飯塚市勢田２５９３番地の６５
電　話　番　号	０９４８－９２－５２１１
施設長（管理者）	山本　昭子

事業所の運営方針　　事業所において明るく、温かな生活を送っていただくため家族との連係を密にし施設生活を見守って行きます。

開 設 年 月 日　　昭和６１年４月１日

営業日及び営業時間

営 業 日	年 中 無 休
受付時間	月曜日～土曜日　　９時～１８時 日曜日・祝 日　　休み
利用定員	１０名

居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もありますのでご了承のほどお願いします。

居室・設備の種類	室 数	備　　考
２人部屋	３室	
４人部屋	１室	
食　　堂	１室	
機能訓練室	Ｉ室	ホットパック　平行棒
浴　　室	Ｉ室	リフト浴　　特殊浴槽
医 務 室	Ｉ室	

※　居室の変更：ご契約者からの居室の変更希望の申し出でがあった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。

３．職員の配置状況

職　　種	職員数	備　　考
施　　設　　長	１名	特別養護老人ホームかいた苑と兼務
生 活 相 談 員	１名	
看　　護　　婦	４名	
介 護 職 員	１８名	
機能回復訓練指導員	１名	
栄　　養　　士	１名	
介護支援専門員	１名	
医師（嘱託医）	１名	

主な職種の勤務体制

職　　種	勤　務　時　間
看　護　職　員	早出　６：００～１５：００ 日勤　９：００～１８：００
介　護　職　員	早出　７：００～１６：００ ７：３０～１６：３０ 日勤　９：００～１８：００ 夜勤　１６：００～　９：００
運営の都合により時間の変更もあります。	

４．事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

（Ｉ）利用料金が介護保険から給付される場合があります。
（２）利用料金の全額を負担していただく場合があります。

（Ｉ）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用代金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

(サービスの概要)

ア．食　事（但し、食材料費は別途いただきます。）

①当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

②ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。

③食事時間　　朝食　　７：３０～
　　昼食　１２：００～
　　夕食　１７：００～

イ．入　浴

寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

ウ．排　泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

エ．機能訓練

介護職員が心身の状況に応じて利用者の希望等を考慮して行います。

オ．その他の支援

①寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

②生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

③清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(サービスの利用料金)

下記の利用料金表によって、ご契約者の要介護度・要支援度に応じたサービス利

用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・要支援度に応じて異なります）

要介護度	サービス利用料金
要介護度１	６０３単位
要介護度２	６５９単位
要介護度３	７３２単位
要介護度４	８０２単位
要介護度５	８７１単位
要支援度	
要支援１	４５１単位
要支援２	５６１単位
送迎加算（１回）	１８６単位
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算 （　１　日　）	２２単位
短期生活夜勤職員配加算 （　１　日　）	１３単位
看護体制加算 （　１　日　）	８単位
介護職員処遇改善加算 Ⅰイ	所定の単位数の 163 /1000

※　ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払）
また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。

※　ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用は別途いただきます。

※　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合せてご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（サービスの概要と利用料金）

ア．食事の材料の提供（食材料費）

朝　食　４５５円　　昼　食　５０５円　　夕　食　５８５円

イ．居　住　費　　１　日　９１５円

ウ．理容サービス

月に１回、理容師の主張によるサービスをご利用いただけます。

料　金　　１回当たり　１,５００円

エ．レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

料　金　　材料代等の実費を負担していただきます。

オ．日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活品に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当である物にかかる費用を負担いただきます。

※　経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヶ月前までにご説明します。

（３）利用料金の支払い方法

前記（１）（２）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いください。

（４）利用の中止、変更、追加

ア．利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、指定短期入所生活介護サービス・指定予防介護短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合はサービスの実施日前日までに事業者に申出てください。

イ．サービス利用の変更・追加の申し出でに対して、事業者の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

ウ．ご契約者がサービスを利用している期間中でも利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスにかかる利用料金はお支払いいただきます。

５．事故発生時の対応について

事故が発生した場合は、お客様やそのご家族、市町村、居宅介護支援事業所等に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど、必要な措置を講じます。

６．苦情の受付について

当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は下記の専用窓口で受け付けます。

（１）苦情受付担当者　　松﨑　智美（生活相談員）

（２）苦情解決責任者　　山本　昭子（施設長）

（３）第三者委員　　岩見　一久

受付時間　　月曜日～土曜日　９：００～１８：００

TEL　０９４８－９２－５２１１

（４）行政機関等の受付

ア．飯塚市役所　介護保険課

飯塚市新立岩５番５号

電話　0948-22-5500

FAX　0948-25-6214

イ．福岡県国民健康保険団体連合会介護保険サービス相談係

福岡市博多区吉塚本町１３番４７号

電話　092-642-7859

FAX　092-642-7856

月曜日～金曜日　８：３０～１７：００

ウ．福岡県社会福祉協議会、福岡県福祉サービス相談センター

春日市原町３－１－７

クローバープラザ４階、福岡県運営適正委員会

電話　092-915-3511

FAX　092-584-3354

当施設は医療機関ではなく、介護サービスを通して日常生活の支援や活動性ある生活を、お過ごしいただくための福祉施設です。

そのため、医師の常駐はなく看護師の夜間帯の配置がない為、病気、事故等が発生した際に、十分な対応ができない場合があります。万一事故等発生した場合、出来る限りの対応をいたしますが以下の事柄に関しまして、ご理解を頂きますよう、お願い申し上げます。

1）転倒・転落について
施設内では、歩行中（歩行器・杖なども含む）の転倒や車椅子、ベッドからの転落等が起こる危険性があります。当施設では身体拘束は致しません。法定基準で定められている職員配置を実施していますが、身体機能を低下させない為にも施設内で歩行されている場合、転倒される場合があります。

2）不慮の骨折について
転倒や転落事故以外でも、ご高齢者の方は骨粗鬆症等によって、日常生活を過ごす中で起き上がる、寝返る、座位をとる時にでも骨折してしまう場合があります。

3）誤嚥による障害について
ご高齢者の方は、食べ物を噛む力や飲み込む力が弱くなり、誤嚥を起こす可能性が高く、肺炎をも引き起こす可能性もあります。食事形態の変更などの対応をさせていただきますが、困難な場合もあります。

4）感染症について
ノロウイルス、インフルエンザ、疥癬（ダニ）等で入所者が感染する場合があります。感染の拡大を防ぐために、入浴の制限や居室を移動していただく場合があります。医師の診断に基づき対応を実施いたしますが、状況や状態によっては、ご家族の面会もお断りする場合もあります。

5）物品の紛失について
金品や貴重品を紛失又は、破損する場合がありますので、金品や貴重品等を持ち込まないようにお願い致します。また、衣類等の日用品に関しては、必ず、お名前の明記をお願い致します。

6）病院受診について
定期の病院（かかりつけ病院）受診は、嘱託医による往診、その他の受診は施設の方で致しますが、状況により、ご家族のご協力をお願い致します。

7）緊急対応について
施設では応急処置を行い、救急車による病院への搬送を依頼しますが、病院側の事情等により搬送が遅れる場合もあります。

8）提供医療機関について
施設と連携している医療機関側（病院側）の事情等により入院できない場合もあります。

9）食べ物の持ち込みについて
面会時の食べ物の持ち込みは、食中毒予防の為、その場、その日にめしあがれる量をお願い致します。

※ 緊急時の連絡方法と致しまして、かいた苑及びかいた苑携帯電話よりご連絡差し上げます。

かいた苑　０９４８－９２－５２１１
かいた苑携帯　０９０－３６０５－８０７０

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護サービス・指定予防介護短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護
指定予防介護短期入所生活介護
特別養護老人ホーム　かいた苑
担　当　者　　松　崎　智　美　　㊞

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス・指定予防介護短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利　用　者

住　　所

氏　　名　　㊞